

情報提供

那医発第 360 号
令和 5 年 9 月 12 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利博朗

副 会 長 玉井 修



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「医業経営関係通知の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページにも掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

冲医発第 858 号 E

令和 5 年 9 月 5 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 稲富 仁

(福祉・経営担当理事)

(公印省略)

医業経営関係通知の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の関係通知が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知は、令和 5 年 7 月 19 日付冲医発第 631 号を以ってご案内した医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度が令和 5 年 8 月 1 日より施行されたことに伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 100 号）が公布されたことについての情報提供となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

① 医療法人に関する情報の調査及び分析等に係る新たな報告制度等について

(令和 5 年 8 月 9 日 日医発第 877 号 (医経) (地域))

沖縄県医師会保険課：平良、比嘉

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

E-mail：hokenka@okinawa.med.or.jp



日医発第 877 号 (医経) (地域)

令和 5 年 8 月 9 日

都道府県医師会

会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 松本 吉郎

(公印省略)

医療法人に関する情報の調査及び分析等に係る新たな報告制度等について

令和 5 年 5 月 19 日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、医療法が改正され、令和 5 年 6 月 27 日付文書 (日医発第 629 号) を以て事前にご案内した通り、医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度が令和 5 年 8 月 1 日より施行されました。また、これに伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令 (令和 5 年厚生労働省令第 100 号) が公布されましたので、別添の関連通知文書等をご送付申し上げます。

新たな制度の施行により、令和 5 年 8 月に決算期末を迎える医療法人から、既存の事業報告書等の届出とは別に、医療法人が開設する病院、診療所ごとの損益計算書に相当する情報、並びに任意項目として職種別給与及びその人数等の経営情報を都道府県知事に報告することが必要となりました。

損益計算書の科目の一部と職種別給与及びその人数については任意で報告する項目であり、記載が困難な場合は「*」を記載することとされています。

特に職種別給与等については、有効なデータが収集できなければ報告を義務化すべきとの議論もありますが、本会は、多くの医療機関のご協力を得るためにも、まずは任意で報告いただき、状況を把握したうえで慎重に対応していくことが必要と主張してまいりました。任意項目であることを前提としつつ可能な範囲でご協力をお願いいたします。

本報告制度の対象は、原則として全ての医療法人ですが、例外として社会保険診療報酬等の所得計算の特例 (いわゆる四段階税制) を適用した場合には、当該会計年度については報告の対象外とされています。この場合、別添局長通知の「様式 3」により報告対象外の旨を報告することとなっています。

報告方法は、G-MIS（厚生労働省 医療機関等情報支援システム）へのアップロードまたは書面による提出の二つがあり、報告期限は、会計年度終了後 3 か月以内（監査を必要とする医療法人は 4 か月以内）です。

医療法人から報告された経営情報は、厚生労働大臣がデータベースとして一元管理し、国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表することとされております。個別の医療機関の情報が公表されるものではありません。

その他、研究者等が公益目的の研究を行う場合には、社会保障審議会での審査を経てデータベースに収載された情報を提供できる制度を、公布日から 3 年以内に創設することとされ、詳細は今後施行までの間に検討されます。

また、本報告制度の施行に関連し、既存の事業報告書等についても、別添のとおり様式の一部が変更されましたので、併せてご案内申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方よろしくお願い申し上げます。

【本報告制度に関する照会先】

厚生労働省医政局医療経営支援課（e-mail：mcbd2023@mhlw.go.jp）

(別添文書)

- 医療法人は、病院・診療所の経営情報の報告が義務化されます！（リーフレット）
(厚生労働省)
- 医療法人に関する情報の調査及び分析等について（通知）（厚生労働省医政局長）
- 「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱いについて（事務連絡）
(厚生労働省医政局医療経営支援課)
- 厚生労働省令第100号「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年7月31日）
- 「医療法人における事業報告書等の様式について」の一部改正について（通知）
(厚生労働省医政局医療経営支援課長)

本報告制度に関する様式（Excel形式）は、厚生労働省の以下のサイトからもダウンロードできます。法令その他の関連資料も掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html

別添「医療法人に関する情報の調査及び分析等について」（通知）第2のIの3②に記載のG-MIS操作マニュアル（医療法人用）は、以下のサイトから最新版をダウンロードできます。また「医療法人における事業報告書等の様式について」（通知）の改正後全文も掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00006.html